

満身創痍の原子力基本法

2023年4月27日
原子力市民委員会オンライントーク
池内 了(名古屋大学名誉教授)

GXと原子力基本法

グリーン TRANSFORMATION (GX) は、

「原発の利用拡大」が狙い

なぜ、原子力基本法がターゲット（満身創痍の改訂）になったのか？

より相応しい「エネルギー政策基本法」(2002年制定)があるのに…。

2022年5月制定の「エネルギー利用の合理化法」の制定

(ここには原発利用が書かれていなかった)

=>「原子力基本法」を「原発利用推進法」に貶めて、

原発を日本のエネルギー政策の中軸に位置付けること

「原子力基本法という法の重みを利用」すること

トークの予定

- (1) GXのいかがわしさ
- (2) 「束ね法案」=「手抜き民主主義」
- (3) 原子力基本法の出自
- (4) 原子力基本法の改訂
- (5) 満身創痍の原子力基本法
- (6) おわりにーなぜ原子力基本法がターゲットに?

歴史を学び、過去の経緯を客観的に見ることで、
現代の異様さを知り、抗議の声を上げていくために。

(1) GXのいかがわしさ

GXの売り言葉

「2050年にカーボンニュートラルを実現することを目指し、

経済・社会・産業構造の変革を実現することを目指す」

経済産業省のお手盛り、拙速、財界優遇

(経過)2022年1月GX推進小委～>5月「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」

7月GX実行会議(有識者13人)～>12月基本方針～>23年2月閣議決定

～>直ちに「GX推進法案」、「GX脱炭素電源法案」の国会上程

そもそも「審議会」(法律、政令、省令に基づく)から

「有識者会議」(懇談会、研究会、タスクフォースなど根拠法令無し)となり、

諮詢者(総理大臣ら)の思惑通りの答申=>閣議決定という手順の手軽さ・いかがわしさ

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るための エネルギーの使用の合理化等に関する法律等^(※)の一部を改正する法律案の概要

※エネルギーの使用の合理化等に関する法律、エネルギー供給構造高度化法（高度化法）、JOGMEC法、鉱業法、電気事業法

背景

- ✓ 第6次エネルギー基本計画（2021年10月閣議決定）を踏まえ、「2050年カーボンニュートラル」や「2030年度の野心的な温室効果ガス削減目標の実現」に向け、日本のエネルギー需給構造の転換を後押しすると同時に、安定的なエネルギー供給を確保するための制度整備が必要。

法律の概要

- ✓ 省エネの対象範囲の見直しや非化石エネルギーへの転換促進、脱炭素燃料や技術への支援強化、電源休廃止時の事前届出制の導入や蓄電池の発電事業への位置付け等の措置を講ずることで、①需要構造の転換、②供給構造の転換、③安定的なエネルギー供給の確保を同時に進める。

(1) 需要構造の転換（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）

① 非化石エネルギーを含むエネルギー全体の使用の合理化

- ・非化石エネルギーの普及拡大により、供給側の非化石化が進展。これを踏まえ、「エネルギー使用の合理化（エネルギー消費原単位の改善）」の対象に、非化石エネルギーを追加。化石エネルギーに留まらず、エネルギー全体の使用を合理化

② 非化石エネルギーへの転換の促進

- ・工場等で使用するエネルギーについて、化石エネルギーから非化石エネルギーへの転換（非化石エネルギーの使用割合の向上）を求める
- ・一定規模以上の事業者に対して、非化石エネルギーへの転換に関する中長期的な計画の作成を求める

③ ディマントリスピスン等の電気の需要の最適化

- ・再エネ出力制御時の需要シフトや、需給逼迫時の需要減少を促すため、「電気需要平準化」を「電気需要最適化」に見直し
- ・電気事業者に対し、電気需要最適化に資するための措置に関する計画（電気需要最適化を促す電気料金の整備等に関する計画）の作成等を求める

(2) 供給構造の転換（高度化法、JOGMEC法、鉱業法）

① 再生可能エネルギーの導入促進

- ・JOGMECの業務に、洋上風力発電のための地図構造調査等を追加
- ・JOGMECの出資・債務保証業務の対象に、海外の大規模地熱発電等の探査事業（経済産業大臣の認可が必要）を追加

② 水素・アンモニア等の脱炭素燃料の利用促進

- ・位置づけが不明瞭であった水素・アンモニアを高度化法上の非化石エネルギー源として位置付け、それら脱炭素燃料の利用を促進（高度化法）
- ・JOGMECの出資・債務保証業務の対象に、水素・アンモニア等の製造・液化等や貯蔵等を追加

③ CCS[※]の利用促進

- ・JOGMECの出資・債務保証業務等の対象にCCS事業及びそのための地層探査等を追加
- ・火力発電であってもCCSを備えたもの（CCS付き火力）は高度化法上に位置付け、その利用を促進（高度化法）

④ レアース・レアメタル等の権益確保

- ・レアースを鉱業法上の賦業権の付与対象に追加し、経済産業大臣の許可がなければ採掘等できないこととする（鉱業法）
- ・JOGMECの出資・債務保証業務の対象に、国内におけるレアメタル等の開拓・製錬を追加

※Carbon dioxide Capture and Storage(二酸化炭素を回収・貯蔵すること)

(3) 安定的なエネルギー供給の確保（電気事業法）

① 必要な供給力（電源）の確保

- ・発電所の休廃止が増加し、安定供給へのリスクが顕在化している状況を踏まえ、発電所の休廃止について事前に把握・管理し、必要な供給力確保策を講ずる時間を確保するため、発電所の休廃止について、「事後届出制」を「事前届出制」に改める
- ・脱炭素化社会での電力の安定供給の実現に向けて、経済産業大臣と広域的運営推進機関（広域機関）が連携し、国全体の供給力を管理する体制を強化

② 電力システムの柔軟性向上

- ・脱炭素化された供給力・調整力として導入が期待される「大型蓄電池」を電気事業法上の「発電事業」に位置付け、系統への接続環境を整備

※上記のほか、JOGMECによる事業者に対する情報提供や石油精製プロセスの脱炭素化などの措置を講ずる。

GX基本方針

(1) エネルギー安定供給の確保のためのGX

- ・省エネ(省エネ補助金、改正省エネ法)
- ・再エネ(2030年再エネ化率36~38%)
- ・原子力(次世代革新炉、運転期間の見直し、核燃サイクル)
- ・その他(水素・アンモニア・容量市場)

(2) 「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行

- ・GX推進移行債(10年間20兆円の国の先行投資)
- ・カーボンプライシングによるGX投資インセンティブ
- ・アジアGX(アジア・ゼロエミッション共同体構想)

GX実現に向けた基本方針の概要

背景	
<p>✓ カーボンニュートラルを宣言する国・地域が増加(GDPベースで9割以上)し、排出削減と経済成長をともに実現するGXに向けた長期的かつ大規模な投資競争が激化。GXに向けた取組の成否が、企業・国家の競争力に直結する時代に突入。また、ロシアによるウクライナ侵略が発生し、我が国のエネルギー安全保障上の課題を再認識。</p> <p>✓ こうした中、我が国の強みを最大限活用し、GXを加速させることで、エネルギー安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげていく。</p> <p>✓ 第211回国会に、GX実現に向けて必要な関連法案を提出する（下線部分が法案で措置する部分）。</p>	
(1) エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXの取組	(2) 「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行
<p>①徹底した省エネの推進</p> <ul style="list-style-type: none">複数年の投資計画に応じて、省エネ補助金を創設など、中小企業の省エネ支援を強化。関係省庁が連携し、省エネ効果の高い改修熱窓への改修など、住宅省エネ化への支援を強化。改正省エネ法に基づき、主要5業種（鉄鋼業・化学工業・セメント・製造業・自動車製造業）に対して、政府が化石燃料エネルギー転換の目標を示し、更なる省エネを推進。 <p>②再エネの主力電源化</p> <ul style="list-style-type: none">2030年度の再エネ比率36~38%に向か、全国大のマスター・プランに基づき、今後10年間程度で過去10年の8倍以上の規模で系統整備を加速し、2030年度を目指す北陸道からの海底直送電力を整備。これらの系統投資に必要な資金の調達環境を整備。洋上風力の導入拡大に向け、「日本版セントラル方式」を確立するとともに、新たな公募ルールによる公募開始。地域と共に生じた再エネ導入のための事業規律強化。次世代太陽電池（ペロブスカイト）や浮体式水上風力の社会実装を行。 <p>③原子力の活用</p> <ul style="list-style-type: none">安全性の確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化する。その他の開発・建設は、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。厳格な安全基準を前提に、40年+20年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認める。その他、核燃料サイクル推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知識の共享・貢献・確保等の体制や最終処分の実現に向けた国民理解の促進や自治体等への主体的な働き掛けの抜本強化を行う。 <p>④その他の重要事項</p> <ul style="list-style-type: none">水素・アンモニアの生産・供給網構築に向け、既存燃料との価格差に着目した支援制度を導入。水素分野で世界をリードするべく、国家戦略の策定を含む包括的な制度設計を行。電力市場における供給力確保に向け、容量市場を着実に運用するとともに、予備電源制度や長期脱炭素電源オーナーシップを導入することで、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。ガリソン1・2等の国際事業は、エネルギー安全保障上の重要性を踏まえ、現状では権益を維持。不確実性が高まるLNG市場の動向を踏まえ、戦略的に余剰LNGを確保する仕組みを構築するとともに、メタナハイドレート等の技術開発を支援。その他、カーボンサーキュレーション（メタナーサーキュレーション、SAF、合成燃料等）、蓄電池、資源循環、次世代自動車、次世代航空機、ゼロエミッション船舶、脱炭素目的のデジタル投資、住宅・建築物、港湾等のインフラ、食料・農林水産業、地域・くらし等の各分野において、GXに向けた研究開発・設備投資・需要創出等の取組を推進する。	<p>①GX経済移行債を活用した先行投資支援</p> <ul style="list-style-type: none">昨年5月、岸田総理が今後10年間に150兆円超の官民GX投資を実現する旨を表明。その実現に向け、国が総合的な戦略を定め、以下の点を速やかに実現・実行。 <p>②成長志向型カーボンプライシング(CP)によるGX投資インセンティブ</p> <ul style="list-style-type: none">成長志向型CPにより脱炭素排出に価付けし、GX関連製品・事業の付加価値を向上させる。直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の額を中長期的に減少させていく中で導入（低い負担から導入し、徐々に引上げ）する方針を予め示す。 ⇒ 支援措置と併せ、GXに先行して取り組む事業者にインセンティブが付与される仕組みを創設。 <具体例><ul style="list-style-type: none">(i) GXリーグの段階的発展→多排出産業等の「排出量取引制度」の本格稼働【2026年度～】(ii) 発電事業者に、EU等と同様の「有償オーケション」を段階的に導入【2033年度～】 ※CO₂排出に応じて一定の負担金を支払うもの(iii) 化石燃料輸入事業者等に、「炭素に対する賦課金」制度の導入【2028年度～】 ※なお、上記を一元的に実行する主体として「GX推進機構」を創設 <p>③新たな金融手法の活用</p> <ul style="list-style-type: none">GX投資の加速に向け、「GX推進機構」が、GX技術の社会実装段階におけるリスク補完策（債務保証等）を検討・実施トランザクション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組の強化に加え、気候変動情報の開示も含めた、サステナブルファイナンス推進のための環境整備を図る。 <p>④国際戦略・公正な移行・中小企業等のGX</p> <ul style="list-style-type: none">「アジア・ゼロエミッション共同体」構想を実現し、アジアのGXを一層後押しする。リスクリダクション等により、スキル獲得とグリーン等の成長分野への円滑な労働移動を共に推進。脱炭素先行地域の創出・全国展開に加え、財政的支援も活用し、地方公共団体は事業事業の脱炭素化を率先して実施。新たな国民運動を全国展開し、脱炭素製品等の需要を喚起。事業再構築補助金等を活用した支援、ブッシュ型支援に向けた中小企業支援機関の人材育成、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大等で、中小企業を含むグローバル企業の取組を促進。
(3) 進捗評価と必要な見直し	
<p>・ GX投資の進捗状況、グローバルな動向や経済への影響などを踏まえ、「GX実行会議」等において進捗評価を定期的に実施し、必要な見直しを効果的に行っていく。</p> <p>・ これらのうち、法制上の措置が必要なものを作成し、明記し、確実に実行していく。</p>	

GX推進法

正式名

「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」

2050年カーボンニュートラル：今後10年で官民の投資150兆円

- ① GX推進戦略の策定
- ② GX経済移行債(今後10年で20兆円)技術開発・設備投資
- ③ カーボンプライシングの導入(2028年度から化石燃料賦課金、
2033年度から排出量取引制度：特定事業者負担金、
いずれも直ちに導入するのではなく、低い負担から徐々に引き上げ？)
- ④ GX推進機構の設立(GX投資の金融支援・債務保証)

参議院で審議入り

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案【GX推進法】の概要

背景・法律の概要

- ✓ 世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（GX）実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要。
- ✓ 昨年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、（1）GX推進戦略の策定・実行、（2）GX経済移行債の発行、（3）成長志向型カーボンプライシングの導入、（4）GX推進機構の設立、（5）進歩評価と必要な見直しを法定。

(1) GX推進戦略の策定・実行

- ・政府は、GXを総合的かつ計画的に推進するための戦略（脱炭素成長型経済構造移行推進戦略）を策定。戦略はGX経済への移行状況を検討し、適切に見直し。
【第6条】

(2) GX経済移行債の発行

- ・政府は、GX推進戦略の実現に向けた先行投資を支援するため、2023年度（令和5年度）から10年間で、GX経済移行債（脱炭素成長型経済構造移行債）を発行。【第7条】
※ 今後10年間で20兆円規模。エネルギー・原材料の脱炭素化と収益性向上等に資する革新的な技術開発・設備投資等を支援。
- ・GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還。
（2050年度（令和32年度）までに償還）。【第8条】
- ※ GX経済移行債や、化石燃料賦課金・特定事業者負担金の収入は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定で区分して経理。必要な措置を講ずるため、本法附則で特別会計に関する法律を改正。

(3) 成長志向型カーボンプライシングの導入

- ・炭素排出に値付けすることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。
⇒ 先行投資支援と合わせ、GXに先行して取り組む事業者にインセンティブが付与される仕組みを創設。
- ※ ①②は、直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の額を中長期的に減少させていく中で導入。（低い負担から導入し、徐々に引上げ。）

① 炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）の導入

- ・2028年度（令和10年度）から、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO2の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収。【第11条】

② 排出量取引制度

- ・2033年度（令和15年度）から、経済産業大臣は、発電事業者に対して、一部有償でCO2の排出枠（量）を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収。【第15条・第16条】
- ・具体的な有償の排出枠の割当や単価は、入札方式（有償オークション）により、決定。【第17条】

(4) GX推進機構の設立

- ・経済産業大臣の認可により、GX推進機構（脱炭素成長型経済構造移行推進機構）を設立。
(GX推進機構の業務)【第54条】
 - ① 民間企業のGX投資の支援（金融支援・債務保証等）
 - ② 化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収
 - ③ 排出量取引制度の運営（特定事業者排出枠の割当・入札等）

(5) 進歩評価と必要な見直し

- ・GX投資等の実施状況・CO2の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講ずる。
- ・化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細の制度設計について排出枠取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討し、この法律の施行後2年以内に、必要な法制上の措置を行う。【附則第11条】

※本法附則において改正する特別会計に関する法律については、平成28年改正において同法第88条第1項第2号ニに併せて手当する必要があった所要の規定の整備を行う。

GX脱炭素電源法案

正式名

「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」

「束ね法案」

・電気事業法(運転期間40年の延長可、延長期間20年+αを考慮)

・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(30年を超える運転に対し10年以内の技術評価)

=>運転期間の許認可を原子力規制委員会から経産省へ

・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

・原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律

(使用済燃料再処理機構の廃炉作業への対応)

・原子力基本法

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に関する法律案【GX推進法】の概要

背景・法律の概要

- 世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（GX）実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える民間のGX投資が必要。
- 昨年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、(1) GX推進戦略の策定・実行、(2) GX経済移行債の発行、(3) 成長志向型カーボンブライシングの導入、(4) GX推進機構の設立、(5) 進歩評価と必要な見直しを法定。

(1) GX推進戦略の策定・実行

- 政府は、GXを総合的かつ計画的に推進するための戦略（脱炭素成長型経済構造移行推進戦略）を策定。戦略はGX経済への移行状況を検討し、適切に見直し。【第6条】

(2) GX経済移行債の発行

- 政府は、GX推進戦略の実現に向けた先行投資を支援するため、2023年度（令和5年度）から10年間で、GX経済移行債（脱炭素成長型経済構造移行債）を発行。【第7条】

※ 今後10年間で20兆円規模、エネルギー・原材料の脱炭素化と収益性向上等に資する革新的な技術開発・設備投資等を支援。

- GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還。（2050年度（令和32年度）までに償還）。【第8条】

※ GX経済移行債や、化石燃料賦課金・特定事業者負担金の收入は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定で区分して経理。必要な措置を講ずるため、本法附則で特別会計に関する法律を改正。

(4) GX推進機構の設立

- 経済産業大臣の認可により、GX推進機構（脱炭素成長型経済構造移行推進機構）を設立。
(GX推進機構の業務)【第54条】
① 民間企業のGX投資の支援（金融支援（債務保証等））
② 化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収
③ 排出量取引制度の運営（特定事業者排出枠の割当・入札等） 等

(3) 成長志向型カーボンブライシングの導入

- 炭素排出に価付けることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。
⇒ 先行投資支援と合わせ、GXに先行して取り組む事業者にインセンティブが付与される仕組みを創設。

※ ①②は、直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入。（低い負担から導入し、徐々に引き上げ。）

① 炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）の導入

- 2028年度（令和10年度）から、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO2の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収。【第11条】

② 排出量取引制度

- 2033年度（令和15年度）から、経済産業大臣は、発電事業者に対して、一部有償でCO2の排出枠（量）を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収。【第15条・第16条】
・具体的な有償の排出枠の割当や単価は、入札方式（有償オークション）により、決定。【第17条】

(5) 進歩評価と必要な見直し

- GX投資等の実施状況・CO2の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講ずる。
- 化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細の制度設計について排出枠取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討し、この法律の施行後2年以内に、必要な法制上の措置を行う。【附則第11条】

※本法附則において改正する特別会計に関する法律については、平成28年改正において同法第88条第1項第2号ニに併せて手当する必要があった所要の規定の整備を行う。

(2) 「束ね法案」=「手抜き民主主義」

国会審議の空洞化の一つの原因:「束ね法案」の割合が25~30%

(立民参議院議員:吉川沙織氏の質問主意書)

安倍内閣で多用された(～35%)

2015年「安保関連法案」(1本の新法と9本の旧法)

2018年「働き方改革関連法案」(8本)

2020年「国家公務員法等の一部を改正する法律案」(10本)

2020年「エネルギー特別会計(原子力損害賠償)改正案」(5本)

菅内閣でも

2021年「デジタル改革関連法案」(63本を5つに束ねる)

岸田内閣も多用するだろう

2022年「障害者関連法案」(5本)

2023年「GX脱炭素電源法案」(5本)

(3) 原子力基本法の出自

1952年の講和条約によって航空・原子力研究が全面解除

日本学術会議は、原子力開発に対して議論が交わされていた

積極派:国家事業として原子力研究を推進すべき

反対・慎重派:広島・長崎の悲劇から・冷戦中の原子力研究は慎重に

基本法:重要分野の施策の理念・原則・基本方針・長期の指針・抽象的

1947年に制定された「教育基本法」が第1号(2006年改訂)

(「教育基本法」は、戦前にもあった唯一の基本法)

基本法の第2号が1955年の「原子力基本法」

(1970年まで基本法は10件のみ、1988年から急増:43件)

個別法:基本法に基づく行政的施策・方針の適用・具体的実施

原子力基本法の成立

1954年3月4日「中曾根原子力予算」が成立

総額2億6000万円(2億3500万円の原子炉建築費を含むU235)

「学者がボヤボヤしているから札束で学者のホッペタを

ひっぱたいてやった」(1953年12月アイゼンハワー「平和のための原子力」)

=>政治主導で原子力開発が開始された

1954年3月18日原子核特別委員会(朝永振一郎委員長)

伏見康治の原子力憲章の提案(原子力研究開発利用の推進)

武谷三男の「平和」「公開」「民主」の3原則の法律制定の提案

1954年4月23日日本学術會議総会、公開・民主・自主の3原則声明可決

1955年12月19日「原子力基本法」の成立

原子力基本法の構造

第1章 総則

(目的)第1条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

(基本方針)第2条 原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

(ここに、平和、民主・自主・公開の三原則、国際協力が書き込まれた)

(定義)第3条「原子力」「核燃料物質」「核原料物質」「原子炉」「放射線」の定義に当てられている。以下、第2章「原子力委員会」、第3章「開発機関」、第4章「鉱物の開発取得」、第5章「核燃料物質の管理」、第6章「原子炉の管理」、第7章「特許発明等に関する措置」、第8章「放射線による障害の防止」、第9章「補償」まで、すべてに「別に法律で定めるところにより」が付いている。

原子力関係の個別法

原子力委員会設置法(1955年、**原子力三法の一つ**)

総理府設置法改正(原子力局設置、1955年、**原子力三法の一つ**)

科学技術庁設置法(1956年=>2001年文科省と統合)

原子力研究所法(1956年=>2005年日本原子力研究開発機構)

原子燃料公社法(1956年=>1967年動力炉核燃料開発事業団)

核原料物質・核燃料物質開発促進法(1957年)

放射線障害防止法(1957年)

原子力損害賠償法(1961年)

原子力開発の進め方についての意見対立

物理学者:物質構造としての原子核の基礎研究

・原子力発電の**基礎的技術開発から**研究を進める立場:**自主開発派**

「**矢内原原則**」:原子力委員会管轄経費には大学の経費を含まない

原子力委員会(1956年1月発足、5名、委員長:正力松太郎)

委員:物理学者:藤岡由夫、湯川秀樹(1年で辞退)=>工学者:兼重寛九郎

参与:伏見康治、菊池正士、嵯峨根遼吉、(茅誠司)

工学者:新技術の人工物への応用研究

・原子力発電の**技術導入を図って、それを基礎に独自の技術へと発展:****技術輸入派**

多数の工学者が原子力委員会の**専門部会に参加**

=>発電用原子炉開発長期計画(商業発電、軽水炉導入)

国策的技術開発における「**技術導入習得**」路線:技術の直輸入=>改良=>産業化

原発、ロケット、原子力船、航空機、コンピュータ

「三原則蹂躪史観」

原子力委員会「原子力開発利用長期計画」(1956年～5年毎)

・国主導(科学技術庁特殊法人)か民間主導(通産・電力連合)か
基本は外国からの輸入技術

=>コールダーホール型原子炉(1958年、日本原電、東海1号)

=>軽水炉導入(三菱とWH、東芝・日立とGE)

「ターンキー契約」日本の事業者はキーを回すだけ

=>技術の公開、自主的・民主的開発は最初から不可能

企業秘密・契約事項・従業員の権利無視

ただし、「矢内原原則」により大学の原子炉では三原則のチェックが可能。

しかし、企業であっても原子力基本法を盾にして交渉を迫ることは可能

(4) 原子力基本法の改訂

第1条、2条、4条、5条「原子力の研究、開発及び利用」を

=>「以下「原子力利用」という」文言が使われるようになった

主な改訂

1967年 原子力燃料公社=>動力炉・核燃料開発事業団

1978年 原子力船「むつ」の事故=>原子力安全委員会の設置

1998年 動力炉・核燃料開発事業団=>核燃料サイクル機構

2005年 原子力研究所と核燃料サイクル機構=>日本原子力研究開発機構

=>2015年 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

2012年 原子力安全委員会=>原子力規制委員会と原子力防災会議の設置、

(基本方針)第二条2に「前項の安全の確保については、確立された 国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」

(cf「宇宙基本法」に「我が国の安全保障に資する」文言付加)

「第3章原子力の開発機関」の部分

(原子力研究所及び原子燃料公社)

第7条「政府の監督の下に、原子力の開発に関する研究及び実験、その他原子力の開発促進に必要な事項を行わしめるため原子力研究所を、**核原料物質及び核燃料物質の探鉱、採鉱、精錬、管理等を行わしめるために原子燃料公社を置く。**」

2 原子力研究所及び核燃料公社に関する規程は別に法律で定める。

=>1967年、1978年の改訂

(原子力研究所及び動力炉・核燃料開発事業団)

第7条「政府の監督の下に、原子力の開発に関する研究及び実験、その他原子力の開発促進に必要な事項を行わせるための原子力研究所を、**原子炉のうち高速増殖炉及び新型転換炉並びに核原料物質及び核燃料物質に関する開発等を行わせるため動力炉・核燃料開発事業団を置く。**」

2 原子力研究所及び動力炉・核燃料開発事業団に関する規定は、別に法律で定める。

「第3章原子力の開発機関」の続き

続く、1998年、2005年、2015年の改訂を経て

(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)

第七条「原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに**核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理等に関する技術の開発並びに**これらの成果の普及等は、第二条に規定する基本方針に基づき、**国立研究開発法人日本原子力研究開発機構において行うものとする。**」
=>**「核燃料サイクルの確立」**が原子力政策として位置付けられ、技術上の困難に遭遇しても、引き返すことができなくなった。

(5) 満身創痍の原子力基本法 「第1章 総則」

(目的)「この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。」

=>(目的)「この法律は、原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という)を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、並びに学術の進歩、産業の振興及び地球温暖化の防止を図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

満身創痍の原子力基本法 (基本方針)

第二条 「3 エネルギーとしての原子力の利用は、国及び原子力事業者が安全神話に陥り、東北地方太平洋沖地震に伴う東電福島第一原発の事故を防止することができなかったことを真摯に反省した上で、原子力事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、これを行うものとする。」

殊勝な言葉だが、「事故の発生を想定」と、「事故原因は想定外」との使い分けの途が残されている。

満身創痍の原子力基本法 (国の責務)

第二条の二「国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力発電を電源の選択肢の一つとして活用することによる、電気の安定供給の確保、我が国における脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進及びエネルギーの供給に係る自律性の向上に資することができるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。」

「2 国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力施設の安全性の向上に不斷に取り組むこと等によりその安全性を確保することを前提として、原子力事故による災害の防止に関し万全の措置を講じつつ、原子力施設が立地する地域の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得るために必要な取組及び地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組を推進する責務を有する。

満身創痍の原子力基本法 (原子力利用に関する基本的施策)

第二条の三「国は原子力発電を適切に活用することができるよう、原子力施設の安全性を確保することを前提としつつ、次に掲げる施策とその他の必要な施策を講ずるものとする。

「1 原子力発電に係る高度な技術の維持及び開発を促進し、これらを行う人材の育成及び確保を図り、並びに当該技術の維持及び開発のために必要な産業基盤を維持し、及び強化するための施策」

「2 原子力に関する研究及び開発に取り組む事業者、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構その他の関係者の相互の連携並びに当該研究及び開発に関する国際的な連携を強化するための施策その他の当該研究及び開発の推進並びにこれらの成果の円滑な実用化を図るための施策」

（基本的施策の続き2）

- 「3 電気事業の係る制度の抜本的な改革が実施された状況においても、原子力事業者が原子力施設の安全性を確保するために必要な投資を行うことその他の**安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備するための施策**」
- 「4 原子力発電における**使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進**に関する法律第二条第四項に規定する**再処理等**、同条第一項に規定する**使用済燃料に係るその貯蔵能力の増加**その他の対策及び原子炉等規制法第四十三条の三の三十三第一項に規定する**廃止措置**の円滑かつ着実な実施を図るための**関係地方公共団体との調整**その他の必要な施策」

（基本的施策の続き3）

- 「5 最終処分に関する国民の理解を促進するための施策、**最終処分の計画的な実施**に向けた**地方公共団体**その他の関係者に対する主体的な働きかけ、**文献調査対象地区又は概要調査地区等**をその**区域に含む地方公共団体**、**最終処分に理解と関心を有する地方公共団体**その他の関係者に対する**関係府省の連携による支援**、最終処分に関する研究開発の推進を図るための国際的な連携並びに原子力発電環境整備機構及び原子力事業者との連携の強化その他の最終処分の円滑かつ着実な実施を図るための必要な施策」

満身創痍の原子力基本法 (原子力事業者の責務)

第二条の四「原子力事業者は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力事故の発生の防止及び原子炉等規制法第二条第六項に規定する特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講じ、並びにその内容を不斷に見直し、その他原子力施設の安全性の向上を図るための態勢を充実強化し、並びに関係地方公共団体その他の関係機関と連携しながら原子力事故に対処するための防災の態勢を充実強化するために必要な措置を講ずる責務を有する」

(原子力事業者の責務 続き2)

「2 原子力事業者は、原子力施設が立地する地域の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得ることがその事業の円滑な実施を図る上で極めて重要であることに鑑み、そのために必要な取組を推進しながら、国又は地方公共団体が実施する地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組に協力する責務を有する」

原子力発電の用に供する 原子炉の運転期間に係る規制

第十六条の二「原子力発電の用に供する原子炉を運転する者は、別に法律で定めるところにより政府の行う運転期間に係る規制に従わなければならないものとすること」

「2 前項の運転期間に係る規制は、我が国において、脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するため、エネルギーとしての原子力の安定的な利用を図る観点から措置するものとする」

(6) 終わりに 原子力基本法がターゲットになった理由

(1) 「原子力基本法」が持っていた理念(重み)を利用しつつ、
「原発利用推進法」に変質させる。

- ・原発の利用が電力の安定供給と脱炭素社会に寄与することの強調。
- ・「エネルギー政策基本法」があるのに…。(法の重み?)
(ここにも、エネルギーの安定供給、環境への適合、国・事業者・
地方公共団体の責務などを謳っている。)

(2) いったん「原子力基本法」に書き込むと、
・政策を恒久化させられる(核燃料サイクルの例)
・原発と心中する一世界から取り残される一危険性を国民に押し付ける